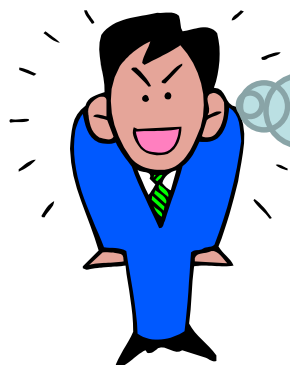


⑦. 上場承認(1/3)



あとは、10日後
に上場が承認さ
れるのを待つだ
けですよ？

ほとんどそうですね。
まあ、正しくは『10営
業日』なので、代替2
週間後ですね。ただ、
あと、上場承認まで
に提出しなければならない書面が3つほ
どあります。



上場承認までに提出しなければならない書類

- 上場契約書
- 流動性プロバイダーに係る届出書
- 流動性プロバイダーの義務の遵守に係る確約書

『流動性プロバイダーとは』

これについては、意向表明の箇所でご説明しましたが、改めてご説明します。

上場申請会が、上場後にその会社の株式が円滑に流通(売買)されることを確保する役割を持つ専門家を流動性アドバイザーと言います。

上場申請会社は、東京証券取引所の取引参加者から同意を得たうえで、1社以上の取引参加者を流動性プロバイダーを確保・指定する必要があります。

J-Adviserは、担当会社が流動性プロバイダーを確保できるようサポートすることが求められます。また、J-Adviserが自ら流動性プロバイダーになることも多いと考えられます。

⑦. 上場承認(2/3)



まだあるんですか。。。。。。

あと、一步です！とはいえ、『上場契約書』は上場することについての東京証券取引所との契約書ですし、『流動性プロバイダーに係る届出書』はJ-Adviserが作成・提出する書類で、『流動性プロバイダーの義務の遵守に係る確約書』は流動性プロバイダーが作成する書類なので安心ください。



(別記第1号様式)

上場契約書

年 月 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

商号又は名称 _____ 印

代表者の役職氏名 _____ 印

_____ (以下「当社」という。)は、その発行する株券等を上場するについて、株式会社東京証券取引所 (以下「貴取引所」という。)が定めた下記の事項を承諾します。

記

1. 貴取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定 (以下「諸規則等」という。)のうち、当社及び上場される会社の株券等 (以下「上場株券等」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。
2. 諸規則等に基づいて、貴取引所が行う上場株券等に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
3. 本契約から生じる又は上場株券等に関する当社と貴取引所との間の一切の訴訟等については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすること。

以上

(本申請書は、本申請書に準じて英語で記載したものを提出することができます。)

⑦. 上場承認(3/3)

(所定様式)

_____年 月 日提出

流動性プロバイダーにかかる届出書

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

会社名 _____ 印

代表者の
役職氏名 _____ 印
(コード番号 _____)

担当J-Adviser名 _____

当社は、下記のとおり流動性プロバイダーを指定した旨を、特定上場有価証券に関する有価証券
上場規程の特例第135条に基づき貴取引所に届け出致します。

記

会社名 : _____

以 上



あれれ、『流動性
プロバイダーの
義務の遵守に係
る確約書』は？

『流動性プロバイダー
の義務の遵守に係る確
約書』については東京
証券取引所でひな型は
公表されていません。
担当の流動性プロバイ
ダーにお尋ねください。



⑧. 上場日



やった～！
TOKYO PRO Marketに上場できました。
ありがとうございました！

お疲れ様でした。おめでとうございます！
上場日には東京証券取引所で上場セレモニーが行われ、
上場通知書や記念品が贈呈されます。

